

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定によつて、次のとおり都市計画事業を施行する。

平成二十六年一月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業三・四・二〇三号佐方線

二 施行者の名称

広島県

三 事務所の所在地

広島県廿日市市桜尾本町一一番一号

四 事業地

収用の部分

広島県廿日市市桜尾本町、大東、城内一丁目及び佐方字城内地内

使用の部分

広島県廿日市市大東、城内一丁目及び佐方字城内地内